

⑩ 一時的な入所・あずかり



1. 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある方を短期間施設でお預かりし、施設で入浴・排せつ・食事の介護などを行います（宿泊あり）。

■ 対象

障害支援区分1以上の方
障害児はこれに相当する心身の状況の方

■ 費用

原則、サービスにかかる費用の10%（住民税非課税世帯、生活保護世帯は無料）
※所属世帯の課税状況などにより、月毎の上限額が設けられています（P23）。

■ 申請方法

障害福祉サービスの利用手続き（P21）をご覧ください。

☆ 問合せ

身体障害・知的障害のある方

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話（5246）1202～3 FAX（5246）1179

精神障害のある方・難病患者

台東保健所 保健予防課 精神保健担当

電話（3847）9405 FAX（3841）4325

2. 日中一時支援

一時的に見守りなどの支援が必要な障害のある方に対し、日中における活動の場を提供します（宿泊なし）。

■ 対象

1. 一般型

身体障害者手帳又は愛の手帳を所持している方

2. 医療的ケア支援型

身体障害者手帳又は愛の手帳を所持する高校生以上で医療的ケア（たん吸引又は経管栄養に限る）が必要な方

■ 費用

原則、サービスにかかる費用の10%（住民税非課税世帯、生活保護世帯は無料）
※所属世帯の課税状況などにより、月毎の上限額が設けられています（P23）。

■ 利用方法

身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちのうえ、障害福祉課窓口へお越しください。

☆ 問合せ

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話（5246）1202～3 FAX（5246）1179

3. 緊急一時保護（区の制度）

心身障害児（者）を介護している保護者又は家族の事情により、家庭における介護が困難となった場合に、心身障害児（者）を「生活ホームりんご村」「ほおずきの家・ポテトの家」で一時的に保護します。

■ 対象

区内に居住する在宅の4歳以上65歳未満の心身障害児（者）で、次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳1～3級の方
 2. 愛の手帳をお持ちの方
 3. その他、上記の各号に準ずると特に区長が認めた方
- 申請理由が以下のいずれかに該当する時にご利用になれます。

- 傷病及び出産
- 冠婚葬祭
- 事故
- 看護及び介護
- 公的行事

※ただし、感染症を有する方、疾病のため専門医療機関に入院し医療を受ける必要のある方は利用できません。

※就労及び上記にかかる理由以外での利用は原則できません。

■ 利用時間・利用費用

1. 1単位（宿泊を伴わない4時間以内）… 450円
2. 2単位（宿泊を伴わない8時間以内）… 900円
3. 1日単位（宿泊を伴う24時間以内）…1,800円

※宿泊を要する保護は1か月につき、7日を限度とします。

※利用料の決定のために税情報が必要です。台東区で税情報を確認できない方に対し、課税・非課税証明書の提出を求めることがあります。

※生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯は利用料が免除されます。

※食事料などは、その実費をご負担していただきます。

■ 手続きに必要なもの

1. 身体障害者手帳・愛の手帳
2. 印鑑

■ 手続きの流れ

1. 施設に連絡し、利用日・利用時間を予約する。
2. 予約が取れたら、利用する日までに区役所に申請をする。
3. 利用日が来たら、実際に施設に行って利用する。
4. 翌月、区から利用料の納付書が送付されるため、指定金融機関などで利用者負担額を納める。

☆ 問合せ

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話（5246）1202～3 FAX（5246）1179